

## 介護保険主治医意見書作成料の請求について

### 1 主治医意見書作成手数料について

費用区分については、作成の回数や対象者の状況により次のとおりです。

※消費税分を除く

	在 宅	施 設
新 規	5,000 円	4,000 円
継 続	4,000 円	3,000 円

### 2 判断基準について

要介護認定の有効期間に最長48ヶ月が設けられたことにより、意見書料種別（新規・継続）について、主治医意見書記載の最終診察日を基準に過去5年以内でのご判断をいただきますようお願いいたします。

新 規	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該被保険者の意見書を医師が初めて作成する場合（同一医療機関で過去に意見書を作成した医師とは別の医師が作成する場合で、院内共通の診療録を参照することが可能な場合は継続となります）。</li> <li>② 以前に意見書を作成したことがあるが5年以上経過し作成した場合。</li> <li>③ 同一医師が意見書を作成していても、所属する医療機関が異なる場合（医療機関ごとに請求のため）。</li> <li>④ 他市町村から白老町に転入して、初めての更新申請の場合（白老町が初めて意見書料を支払うため）。</li> </ul>
継 続	新規に該当しない場合
在 宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 在宅者・グループホーム・特定施設（有料老人ホーム等）・ケアハウス・障害者施設・サービス付き高齢者住宅等への入所者の意見書を作成した場合（ただし、入所者が医療機関や介護保険施設に入院入所し、入院・入所先の医師が作成した場合は施設扱い）。</li> <li>② 医療機関へ通院、通所介護・通所リハビリに通所している場合。</li> <li>③ 申請時は入院していたが退院後に外来受診した状況で作成した場合。</li> <li>④ 医療機関に入院している者や施設入所者であっても、嘱託医ではない医師（当該施設と関係がない医師）が作成した場合。</li> </ul>
施 設	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療機関へ入院しており、入院先の医師が作成した場合。</li> <li>② 介護保険3施設入所中（ショートステイ含む）で、健康管理を含む医学的管理を行なうことを業務とする医師が作成した場合（嘱託医）。</li> <li>③ 意見書作成時には退院している場合でも、入院時の診療録等に基づいて作成した場合（退院日＝最終診察日の場合は施設扱い）。</li> </ul>

	④ 申請時に入院していなくても、申請後入院し入院先の医師が意見書を作成した場合（入院時の診療録を参照した場合）。
--	--

### 3 主治医がない場合（または長期間（概ね2年以上が経過し）診察をしていない場合）の基本的な検査料の請求について

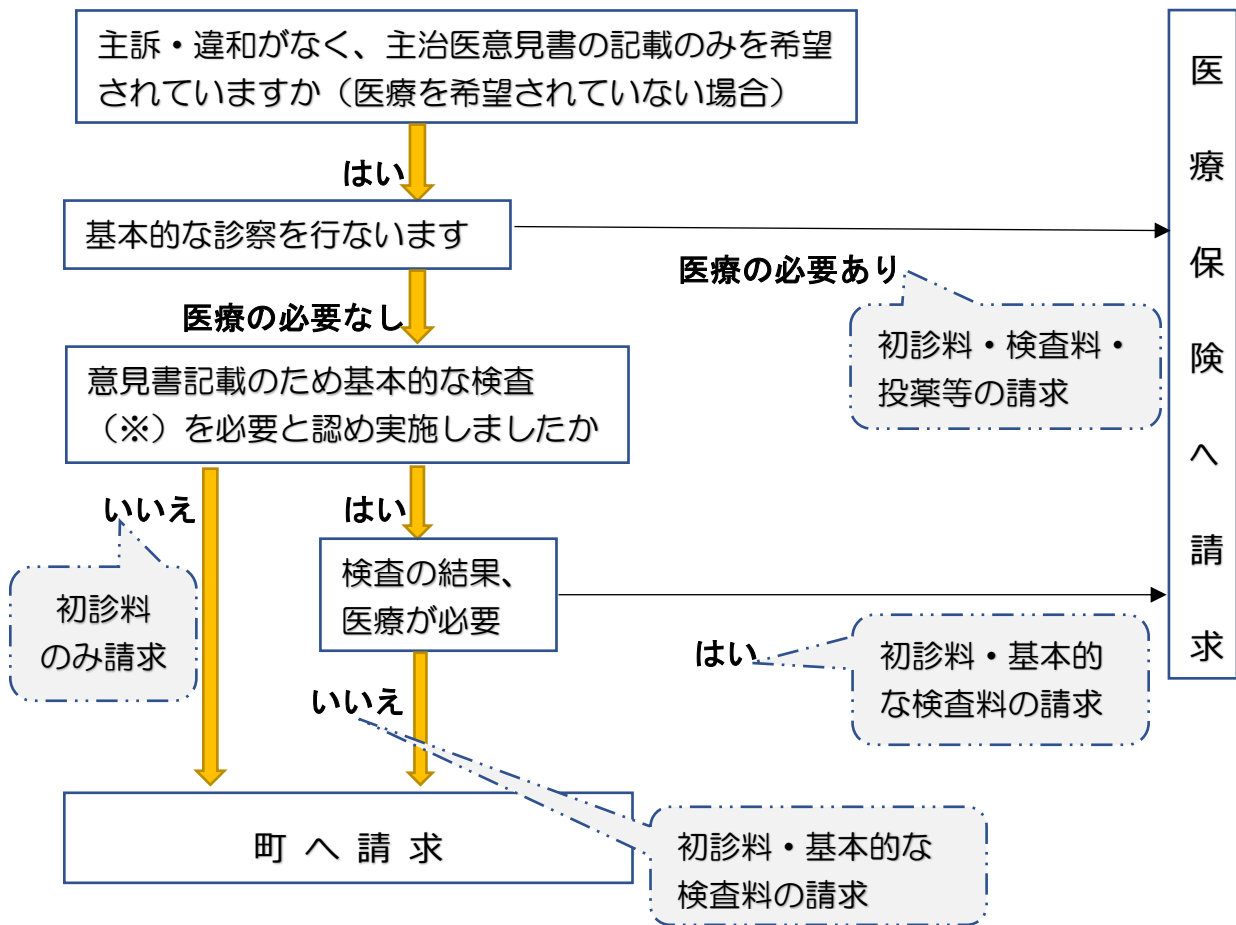
主治医がなく主訴のない者が要介護認定申請を行なった場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行なった検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができます。

診察の結果、治療及び治療に係る検査を必要と認めた場合については、当該検査に要する費用は医療保険への請求となります。

この表に示すものは各項目とも上限であるため、請求に当たっては実際に行なった検査費用を請求してください。

		内 訳	
		診 断	初診料
診 断 ・ 検 査 費 用	検 査	胸部単純X線撮影	アナログ撮影
			デジタル撮影
			写真撮影（胸部）
			フィルム（大角）
	血液一般検査	血液採取（静脈）	
		末梢血液一般検査	
		血液学的検査判断料	
	血液化学検査	血液化学検査（10項目以上）	
		生化学的検査（I）判断料	
	尿一般検査	尿中一般物質定性半定量検査	

【フロー図】



※基本的な検査

血液一般検査、血液化学検査、尿中一般物質定性半定量検査及び胸部単純 X 線撮影